

「戸田市ケアラー支援条例(案)」

意見募集期間

令和4年11月15日から令和4年12月14日まで

概要

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている方です。

とりわけ家族による介護の場合は、「家族が介護することが当たり前」といった見方があるため、周囲の理解を得られず、悩みを声に出しにくい環境があります。なかでもケアラーのうち、18歳未満のヤングケアラーは家庭の状況によりケアラーとしての自覚がないまま将来のための大切な時間をケアに費やしている可能性があります。

本市においては、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指し、条例を制定します。

市民生活への影響

ケアラーの中には、過度なケアの負担による心身の不調や不本意な離職、長期間にわたるケアの継続により将来へ見通しが持ちづらいため、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れない、と悩みを持っている方々がおり、ケアラーを家庭内の問題にせず社会全体が認識して支援することで、ケアラーが健康で文化的な生活が営めるような地域社会の実現につながります。

また、ヤングケアラーがケアによる悩みが軽減され、希望の進路に進める可能性が膨らむなど、子どもの権利擁護にも寄与します。

